

(5) 第 7 期兵庫県障害福祉実施計画の策定について

障害福祉課



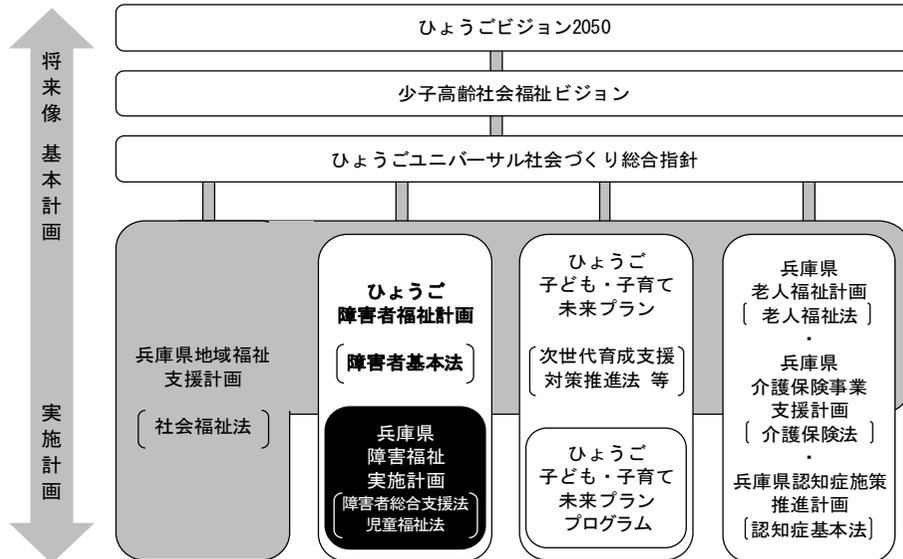
第7期 兵庫県障害福祉実施計画の策定

1 基本的事項

法定サービスの数値目標を中心に計画を策定

計画の位置づけ

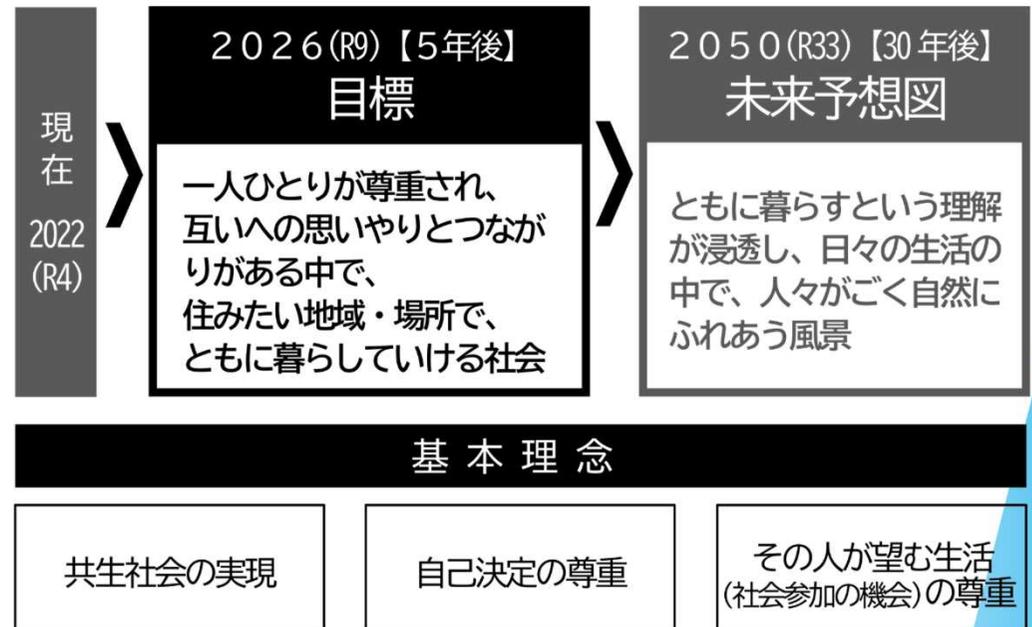
- ・ 障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第33条の22第1項に規定する「都道府県障害児福祉計画」
- ・ 障害者基本法に基づく「第2期ひょうご障害者福祉計画」の実施計画



計画期間

令和 6 ▶ 8 年度 (3カ年)
2024 2026

目標と基本理念



※第2期ひょうご障害者福祉計画 (R4.3策定) と同様とする。

2 取組の視点

合理的配慮 ～理に適った工夫の積み重ね～

(1) 合理的配慮の性質



(2) 合理的配慮が必要とされる領域

地域社会、インフォーマルなコミュニティ、SNSに
おける世論など、
社会全体において取り組むべき課題である。

【参考】障害者差別解消法の改正 (R6.4)

区分	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体	法的義務	法的義務
企業等の 民間事業者	法的義務	努力義務 ⇒ 法的義務に

※ 店舗・サービスや学校・職場に限定して考えるものではない

障害のある人の話を聞き、何ができるかを一緒に考える

理に適った工夫の積み重ね

が求められています。

地域共生社会の理念

(1) 包括的支援

個人や家族が抱える
生きづらさやリスクが
複雑化・多様化

▶ 個人や家族が抱える様々な
課題やニーズを包括的に支援
(重層的支援体制の整備との連携)

(2) ともに暮らすコミュニティづくり

多様な主体・分野と連携
した就労・居住支援
(地域産業、まちづくり活動を
行うNPO、就労継続支援B型等)

▶

- ・相互理解
- ・地域社会の持続可能性
- ・多世代の交流
- ・多様な活躍の機会と役割

良質で安心できる障害福祉サービスの 安定的な提供体制の確保

(1) 人材の確保・育成・定着

- ・専門的研修・多職種間連携の推進による意欲ある人材の活躍
- ・処遇改善等の職場環境の整備
- ・ICTや介護ロボット導入による事務負担軽減・業務効率化・スタッフの身体的負担等の軽減

(2) 障害者虐待の防止

- ・事業者や精神科病院の監査・実地指導
- ・研修での周知啓発

(3) 事業継続と次の危機への備え

- ・BCP (事業継続計画) 策定等

3 数値目標の設定

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設から地域生活への移行者数	203人 (R2からの累計)	318人 (R5からの累計)	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度末入所者の6.0%が地域生活へ移行 ・施設入所者数をR4年度末入所者数から5.0%削減(国指針どおり)
施設入所者数	5,288人	5,023人	

〈主な活動指標〉

○訪問系・日中活動系・地域生活支援系・施設系サービスや相談支援の利用者数等の見込 等

〈主な取組〉

○緊急時の体制や日中活動の場の整備、ピアサポートの活用、日中サービス支援型グループホーム等も含む多様な住まいの選択肢の整備促進 等

成果目標2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

項目	現状 (令和2年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
精神病床における早期退院率	入院後3ヶ月時点 63.1% 入院後6ヶ月時点 80.9% 入院後1年時点 88.6%	入院後3ヶ月時点 68.9% 入院後6ヶ月時点 84.5% 入院後1年時点 91.0%	上位10%の都道府県の実績(H30)(国指針どおり)
長期在院者数(1年以上)の減少	65歳以上 3,550人 65歳未満 2,122人 (令和4年度)	65歳以上 3,099人 65歳未満 2,003人	入院患者の年齢構成の変化等の要因と政策効果の要因を勘案して推計した値(国指針どおり)
精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	325.7日	325.3日	上位10%の都道府県の実績(H30)(国指針どおり)

〈主な活動指標〉

○地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の精神障害者の利用者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数、ピアサポーターの活動者数 等

〈主な取組〉

○保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた個別支援、精神障害者継続支援チームによる支援、ピアサポーター養成研修 等

成果目標3 地域生活支援の充実

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
地域生活支援拠点等の整備	27市町	41市町	全市町で整備 (共同設置可) (国指針どおり)
地域生活支援拠点等の機能の充実			
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	(14市町)	41市町	全市町で構築・実施 (国指針どおり)
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	19市町	41市町	
強度行動障害を有する者の支援【新規】			
支援ニーズの把握【新規】	(4市町)	41市町	全市町で実施 (国指針どおり)
支援体制の整備【新規】	(2市町)	41市町	
地域で核となる指導施設の養成【新規】		8圏域	各圏域に養成

〈主な活動指標〉

- 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数、グループホームやうち日中サービス支援型の定員数の見込 等

〈主な取組〉

- 地域生活支援拠点等にかかる好事例の紹介や現状・課題の共有、公営住宅等を活用したグループホームの新規整備支援 等

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	現状 (令和3年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設からの一般就労への移行者数	749人	1,093人	市町目標を踏まえた値(国指針の目標以上(R3実績の1.28倍以上))
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】		50%	事業所ごとの実績確保・向上の観点で国が定義する一定水準に準じる(国指針どおり)
就労定着支援事業の利用者数【変更】	472人	763人	市町目標を踏まえた値(国指針の目標以上(R3実績の1.41倍以上))
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【変更】		25%	就労定着実績体制加算の取得状況を考慮(国指針どおり)
地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数【新規】		2回/年	既存会議の開催状況を踏まえた県での開催目標

〈主な活動指標〉

- 日中活動(就労系)サービスの利用者数、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数 等

〈主な取組〉

- 職場体験実習等を通じた事前のマッチング、ジョブコーチ制度による職場定着伴走型支援、企業に対する障害者雇用拡大に向けた支援 等

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
児童発達支援センターの設置	27市町	41市町	全市町で整備 (共同設置可) (国指針どおり)
障害児の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)推進体制の構築【新規】		41市町	全市町で構築 (国指針どおり)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	17市町 (6圏域/8圏域)	8圏域	各圏域に1カ所以上整備(共同設置可)。ただし、整備済の圏域もより身近で安定した支援を行えるよう必要な整備を推進。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20市町 (7圏域/8圏域)	8圏域	
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	8市町 (4圏域/8圏域)	8圏域	
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	23市町	41市町	
医療的ケア児支援センターの設置【新規】	(県)	県	既に設置済 (国指針どおり)
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置【新規】	(県)	県	
医療的ケア児等支援の協議場の設置	県、30市町	県、41市町	県及び全市町で設置 (国指針どおり)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県、15市町	県、41市町	

〈主な活動指標〉

○障害児通所支援や障害児相談支援の利用者数、医療的ケア児コーディネーターの配置人数、障害児に係る保育需要(人数)等

〈主な取組〉

○児童発達支援センターで保育所等訪問支援を利用できる体制整備を図り保育所・認定こども園・幼稚園との並行通園の推進、医療的ケア児コーディネーター等による多様なニーズの把握、専門人材の養成や好事例の紹介等

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置【変更】	(34市町)	41市町	全市町で設置・確保(共同設置可) (国指針どおり)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【変更】	(28市町)	41市町	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	(21市町)	41市町	全市町で実施 (国指針どおり)

〈主な活動指標〉

○基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数、各市町の協議会における事例検討の実施回数等

〈主な取組〉

○基幹相談支援センターに係る好事例の紹介や意見交換の場の設置、各市町の協議会における課題の吸い上げや県協議会との連携等

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	県、26市町	県、41市町	県及び全市町で構築 (国指針どおり)

〈主な活動指標〉

○サビ管等研修による人材養成数、意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数、指導監査結果の関係市町との共有体制の確保等

〈主な取組〉

○利用者ニーズに応じた計画的な人材養成・確保、市町との合同指導監査の実施、虐待防止に向けた研修の実施や普及啓発等